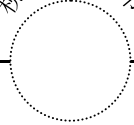


令和 年 月分 利子等の支払調書合計表

税務署受付印



処 理 事 項	通信日付印	検 収	整理簿登載	身元確認
	※ ・ ・	※	※	※

○平成28年1月1日以後提出用

令和 年 月 日提出 税務署長 殿	提 出 者	住所(居所) 又は 所在地 電話 (- -)	整理番号			
		個人番号又は法人番号 <small>(注)</small>	調書の提出区分 (新規=1、追加=2 訂正=3、無効=4)		提出 媒体	本店 一括
	フリガナ 氏名又は 名 称	作成担当者		作成税理士 署 名		
	フリガナ 代表者 氏 名	税理士番号 ()		電話 (- -)		
区 分		支 払 件 数 (支払調書提出省略分を含む。)	左 の うち、支 払 調 書 を 提 出 す る も の の 合 計			
			支 払 件 数	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
課 税 分	法 人 分	件	件	円	円	
	個 人 分					
	軽 減 分					
非 課 税 又 は 免 税 分						
計						
(摘 要)						

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。(電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99)

(注) 平成27年12月分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

【利子等の支払調書合計表】

記載要領

- 1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第 82 条第 2 項第 2 号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、所得税法第 180 条の 2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、租税特別措置法第 8 条（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）第 1 項から第 2 項又は租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「法人分」欄には、内国法人（国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人）又は外国法人（内国法人以外の法人）に支払う利子等のうち、次の 5 又は 6 に掲げる利子等以外のものについて記載する。
- 4 「個人分」欄には、居住者（国内に住所若しくは 1 年以上居所を有する個人）又は非居住者（居住者以外の個人）に支払う利子等のうち、次の 5 又は 6 に掲げる利子等以外のものについて記載する。
- 5 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたもの（外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。）について記載する。
- 6 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 9 条（非課税所得）第 1 項第 2 号、所得税法第 10 条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、所得税法第 11 条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、租税特別措置法第 4 条（障害者等の少額公債の利子の非課税）第 1 項、租税特別措置法第 4 条の 2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）第 1 項及び租税特別措置法第 4 条の 3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）第 1 項の規定により非課税とされた利子等又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの（外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）について記載する。
- 7 利子等が未払のため源泉徴収されないものがある場合には、「摘要」欄に、その件数、利子等の額の合計及び徴収すべき税額の合計を記載する。
- 8 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。